輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

©CISTEC
2017.01.07施行政省令等対応（　１／１　）

次に掲げる貨物 （２の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの ６－（６）測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、 次に掲げるもの又はその部分品 １　電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの ２　直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの ３　表面粗さを測定することができるもの	判　定　欄	注　釈	記　入　欄
［省令］第５条　輸出令別表第１の６の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該　当　○ 非該当　× 対象外　－		
八　測定装置 （工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。） 又はその部分品であって、 次のいずれかに該当するもの （第二号又は第三号に該当するものを除く。）	【　】 《　》	］除外	
イ　電子計算機又は数値制御装置によって制御される 座標測定機であって、 国際規格で定める測定方法により空間の測定精度を 測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、 測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差が ミリメートルで表した当該測定軸の長さに ０．００１を乗じて得た数値に１．７を加えた数値以下となるもの	［　］		数値（　　）
ロ　直線上の変位を測定するためのものであって、 次のいずれかに該当するもの	［　］		
（一）次の全てに該当するもの（レーザー干渉計（自動制御装置とともに使用するように設計したフィードバック機能を有しない干渉計であって、レーザーを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。） 及びレーザーを用いた光学エンコーダを含む。）	［　］ 《　》	］除外	
１　レーザー光を用いて測定することができるもの	［　］		
２　測定できる最大の測定レンジにおいて、 分解能が０．２ナノメートル以下のもの	［　］		数値（　　）
３　測定範囲内のいずれか一の点において、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のナノメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに０．０００５を乗じて得た数値に １．６を加えた数値以下のものであって、 １９．９９度以上２０．０１度以下の温度範囲において ３０秒を超えて測定できるもの	［　］		数値（　　） 数値（　　）
（二）（一）に該当するものの部分品であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの	［　］		
ハ　光の散乱を角度の関数として処理することにより 表面粗さを測定するものであって、 ０．５ナノメートル以下の感度を有するもの	［　］		数値（　　）
	判定結果		□該当　□非該当

貨　物　名：	
メーカー名：	
型及び銘柄：	

該当項番
① 輸出令別表第１の項番［　　］
② 貨物等省令の条項号等の番号等
［　　］
［　　］

測定装置の部分品又は附属装置については、貨物等省令第５条第十号で判定すること。

作成責任者：（作成年月日：　　年　　月　　日）

会　社　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

所属・役職 ＿＿＿＿＿＿＿＿

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿